

# 平成29年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

## 1 目的

この講習は、教育職員免許法の規定に基づき、教育職員に対し、一種免許状取得に必要な単位を修得させるとともに、教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 主催

和歌山県教育委員会

## 3 講習の期間及び会場

第Ⅰ期 平成29年7月29日（土）、30日（日）

田辺市生涯学習センター（田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター内）

第Ⅱ期 平成29年8月24日（木）、25日（金）

中央コミュニティセンター（和歌山市三沢町1丁目2）

## 4 開設科目及び受講定員

別表「平成29年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習開設科目一覧表」のとおりとする。

## 5 時間配当

### 第Ⅰ期 教職に関する科目及び養護に関する科目

日程	説明 8:50～9:00	第1時限 9:00～10:30	休憩	第2時限 10:40～12:10	昼休憩	第3時限 13:10～14:40	休憩	第4時限 14:50～16:20
7/29	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
7/30		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、試験

### 第Ⅱ期 教職に関する科目、教科に関する科目及び養護に関する科目

日程	説明 10:00～10:10	第1時限 10:10～11:40	昼休憩	第2時限 12:40～14:10	休憩	第3時限 14:20～15:50	休憩	第4時限 16:00～17:30
8/24	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧

日程		第1時限 9:30～11:00	休憩	第2時限 11:10～12:40	昼休憩	第3時限 13:40～15:10	休憩	第4時限 15:20～16:50
8/25		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、試験

## 6 受講対象者

県内の小学校・中学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）に勤務する教育職員のうち、各相当免許状が二種免許状である者及び県内で勤務する養護教諭又は養護助教諭であって、各相当免許状が養護教諭二種免許状である者。

受講定員に余裕がある場合は、上記以外の者についても受講を認める。

## 7 受講者の決定

受講者については、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が決定する。また、定員に満たない場合は、県外の受講希望者及び単位修得を目的としない者であっても受講を許可する。

なお、受講希望者が少なく、講座の運営に支障が出るおそれのある場合は、当該講座の開講を取りやめることがある。

## 8 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は、受講者の負担とする。

## 9 申込手続等

### (1) 提出書類

「平成29年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書」(別記第1号様式)

受講を希望する者は、各自の受講状況を確認の上、第Ⅰ期・第Ⅱ期の両方又はいずれか一方について申し込むこと。

### (2) 提出先

#### ・県内勤務者

ア 市町村立学校勤務者(学校組合を含む。以下同じ。)にあつては、学校長を通じて所管する市町村教育委員会に提出し、当該市町村教育委員会は、申込者を取りまとめの上、和歌山県教育庁学校教育局学校人事課に提出すること。

イ 県立及び国・私立学校勤務者にあつては、学校長から和歌山県教育庁学校教育局学校人事課に提出すること。

#### ・その他

県外勤務者にあつては、各都道府県教育委員会で取りまとめの上、提出すること。

### (3) 提出期限

平成29年6月28日(水)必着

## 10 講習の欠席

講習の申込みをした後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「平成29年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」(別記第2号様式)を和歌山県教育庁学校教育局学校人事課に提出すること。

## 11 受講許可等の通知

(1) 市町村立学校勤務者については、市町村教育委員会を通じ、学校長に通知する。

(2) 県立及び国・私立学校勤務者については、学校長に通知する。

(3) 県外勤務者については、各都道府県教育委員会を通じて通知する。

12 単位の授与

各科目とも1単位である。講義時間の5分の4以上出席し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

なお、免許規則上、既に取得済みの科目を受講しても単位は有効である。

13 その他

受講科目等については、受講許可の際に通知する。

14 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山県教育庁学校教育局学校人事課任用・免許班

電話 073-441-3650

FAX 073-441-3664